

緊急事態宣言下における保育所等の利用料の日割り対応について

今般の緊急事態宣言下における保育所等の運営につきましては、感染防止対策を徹底した上で、原則開所としています。

一方、市内でも新規感染者が増え続けていることや、8月に緊急事態宣言が出された後も園児の感染の増加傾向が続いています。ついては、発熱等の風邪症状がある場合や、ご家庭での保育が可能な場合には、保育所等をお休みしていただくよう保護者の皆様に改めてお願いするとともに、令和3年8月20日から令和3年9月12日（緊急事態宣言期間終了）までの間、保育所等を休んだ場合には、登園しなかった日数に応じて利用料（保育料）を還付する対応といたします。

1 利用者への依頼内容について

- ・発熱や咳、くしゃみ、鼻水等の風邪症状がある場合には保育所等の利用を控える。
- ・ご家庭での保育が可能な場合には保育所等をお休みする。
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする。

2 保育料の日割り対象期間について

令和3年8月20日（金）～9月12日（日）（緊急事態宣言期間終了まで）

3 保育料について

登園しなかった日数に応じて後日還付します。

4 対象施設・事業

認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業、幼稚園・認定こども園における市型預かり保育事業（満3歳児）、幼稚園における2歳児受入れ推進事業

お問合せ先
こども青少年局子育て支援課長 小田 繁治 Tel 045-671-2701